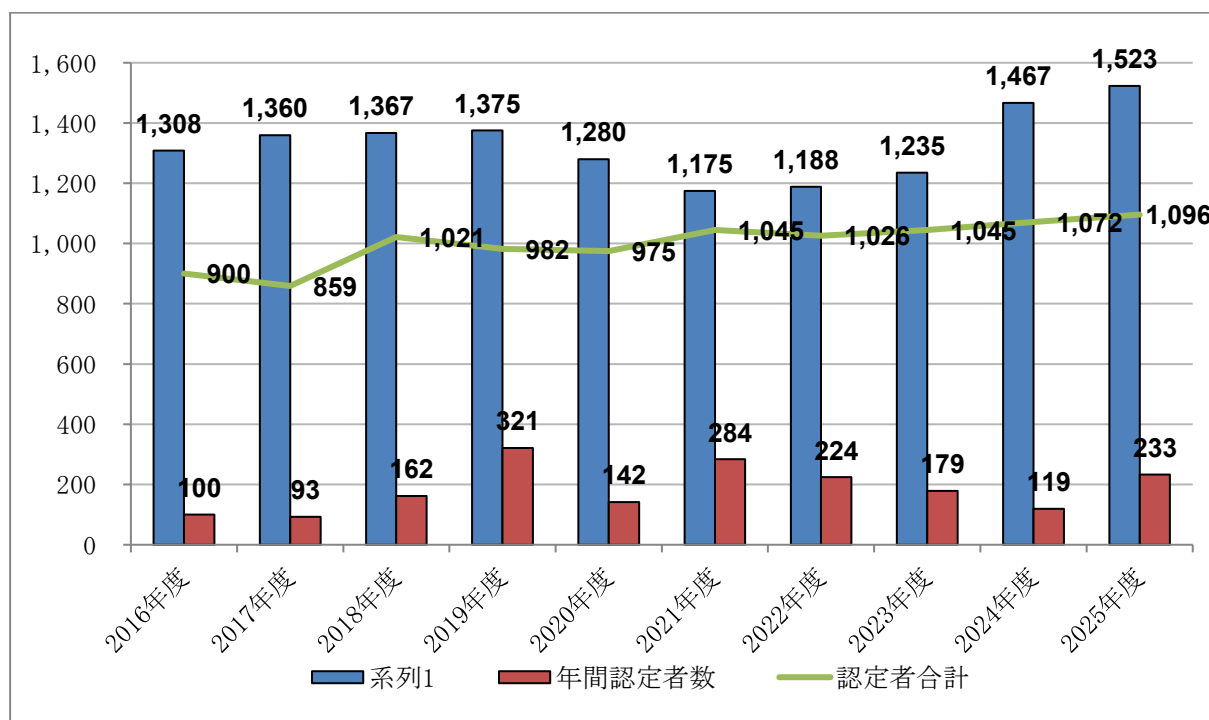


静脈注射レベル 3 院内認定者の推移



2002 年 9 月 30 日付で厚生労働省医政局通知により「看護師等が行う静脈注射は診療の補助行為の範疇（はんちゅう）として取り扱う」という新たな行政解釈の変更がなされ、日本看護協会からそのガイドラインが出された。その内容を受け、当院看護部でも基準を作成し、研修を受け認定された看護師が静脈注射を実施している。

静脈注射の中でも危険性の高い注射薬の取り扱いまで可能とした静脈注射レベル 3 は、毎年研修でその実施可能者を増やしている。2015 年度より教育内容と受講対象者を見直し、さらに 2018 年度には e-ラーニングを導入し学習の効率化を図った。医師の働き方改革に伴い、タスク・シフト/シェアの観点から、2019 年度よりポート針抜去の技術演習を導入、2022 年度より特定の病棟に対する PICC からの採血時の取り扱いを教育し、安全な注射技術修得を行っている。

データ提供 看護部